

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 6月29日

【会社名】 株式会社 京葉銀行

【英訳名】 The Keiyo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 熊谷 俊行

【本店の所在の場所】 千葉市中央区富士見一丁目11番11号
(上記は登記上の本店所在地であり、主要な本部業務は下記にて行っております。)
千葉市中央区千葉港 5番45号

【電話番号】 043(306)2121(大代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部経理担当部長 根津 幸彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル
株式会社京葉銀行 東京事務所

【電話番号】 03(3279)3321(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 高山 英明

【縦覧に供する場所】 株式会社京葉銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル)
株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年6月27日開催の当行第112期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成30年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- 1 期末配当に関する事項
当行普通株式1株につき金5円50銭
- 2 その他の剰余金の処分に関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 9,000,000,000円
 - (2) 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 9,000,000,000円

第2号議案 株式併合の件

- 1 併合の割合
当行普通株式について、2株を1株の割合で併合する。
- 2 株式併合の効力発生日
平成30年10月1日
- 3 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数
3億9千5百1万4千5百株
- 4 その他
その他手続き上の必要事項については、取締役会に一任する。

第3号議案 取締役4名選任の件

橋本 清、秋山 智、齋藤 康及び内村廣志の4氏を取締役として選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

高橋弘一、小野 功及び花田 力の3氏を監査役として選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	199,367個	18,750個	0個	87.69%	可決
第2号議案	217,712個	405個	0個	95.76%	可決
第3号議案					
橋本 清	216,116個	2,001個	0個	95.05%	可決
秋山 智	217,352個	765個	0個	95.60%	可決
齋藤 康	215,161個	2,956個	0個	94.63%	可決
内村 廣志	216,490個	1,627個	0個	95.22%	可決
第4号議案					
高橋 弘一	216,481個	1,636個	0個	95.21%	可決
小野 功	217,354個	763個	0個	95.60%	可決
花田 力	217,940個	177個	0個	95.86%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。
- ・第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上